



東京ダーツオーガニゼーション定款

第二版

◆第1章 総則

第1条(名称及び構成)

本団体を『東京ダーツオーガニゼーション』
主に英文で『TOKYO DARTS ORGANIZATION』
(以下TDOという)と称し、TDOへ入会した会員によって構成する。

第2条(目的)

TDOはスチールチップダーツ競技の普及、及び発展を目的とする。

第3条(事業)

TDOは前項の目的を達成するためにリーグ戦の運営及び
トーナメントの開催、その他目的達成に必要なすべての事業を行う。

◆第2章 会員

第4条(入会)

1. TDOの目的に賛同し、入会したものを会員とする。
2. TDOの会員になるには、定められた様式による申し込みをしなければならない。
3. TDOの会員は、第16条に定めるところの選手会に所属する。

第5条(会費及び入会金)

1. 会員は、会費を毎年4月末日までに納入しなければならない。
2. 新規会員は、入会の時期を問わず、入会時に入会金及び会費を納入しなければならない。
但し、年度途中の場合は、年度内残余月数を乗じた金額を前納するものとする。
(補足)会費は予算に応じて総会で定める。

第6条(会費の不返還)

納入された入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第7条(会員資格の喪失)

会員は次の場合には会員たる資格を失う。

- a. 本人より退会の申し出があった時。
- b. 死亡した時。
- c. 義務を果たさない時。また、TDOの名誉を毀損したり、TDOの目的に反する行為をした時など評議会がふさわしくないと判断した時、関係者の事情聴取の上、評議会にて除名を決定する。
(補足)除名処分を受けた会員については、TDOパブリーグ及びTDOが主催するトーナメントに出場する事はできない。

◆第3章 正規協力店(ベニュー)

第8条(入会)

1. TDOの目的に賛同し、入会したものを正規協力店(以下ベニューという)とする。
2. ベニューになるには、定められた様式による申し込みをし、評議会の審査及び承認を得なければならない。
3. ベニューの代表者は、第17条に定めるところのオーナー会に所属する。

◆第4章 組織

第9条(総会)

1. 総会はTDOの最高議決機関であり、TDO全会員により組織される。
2. 総会の定足数は、全会員の20%とする。
3. 総会は評議会が事前に議題を告知し、召集する。
4. 総会は、事業計画、規則、予算、人事の承認及びその他必要とされる事項の決議を行う。
5. 総会は年1回と定める。但し、TDO会員の20%以上、オーナー会の20%以上、または評議会の過半数が必要とした時、評議会は90日以内に臨時総会を招集しなければならない。
6. 総会の決議は、総会出席者(委任状を含む)の過半数をもって議決とする。

第10条(評議会)

1. 評議会は、役員会2名、選手会3名、オーナー会3名、事務局1名より構成される。
2. 評議会は、総会以外のすべての決議を決定する機関とする。
3. 評議会は、必要に応じて問題解決のための機関をおく事ができる。

第11条(役員会)

役員会は、会長、副会長、名誉会長、顧問、参与によって構成される。

第12条(役員の選出)

1. 会長は選手会代表会議で推薦し、総会で選出する。
(推薦の条件は、出席者の3分の1以上とする。)
2. 副会長は会長の指名により、総会の承認を得る。
3. 名誉会長は評議会で推薦し、総会の承認を得る。
4. 顧問は評議会で推薦し、総会の承認を得る。
5. 参与は評議会で推薦し、会長が委嘱する。

第13条(役員の資質及び任務)

1. 役員は会員の代表としての言動に自覚と責任を持たなければならない。
2. 会長はTDOを代表し、評議会の議長を務める。
3. 副会長は会長を補佐し、評議会の副議長を務める。又、会長不在の場合は、その職務を代行する。
4. 顧問は最高諮問機関とし、会長の諮問に応ずる。
5. 参与は諮問機関とし、会長の諮問に応ずる。

第14条(役員の任期)

1. TDO会長の任期は3年とし、3期までを限度とする。
2. 会長以外の役員に関しては、特に任期は設けない。
3. 役員欠員が生じた際は状況により補充する。
補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第15条(役員資格の喪失)

役員は次の場合には役員たる資格を失う。

- a. 本人より辞任の申し出があった時。
- b. 死亡した時。
- c. 任務を果たさない時。又、役員としてふさわしくない言動や行為があると認められた時解任される。
(補足)関係者の事情聴取の上、評議会により解任決議し、総会の承認を得る。

第16条(選手会)

1. 選手会は、すべての会員により組織される。
2. 選手会は、選手会長、会長補佐若干名の職をおく事とする。
3. すべてのベニューにて代表選手を選出し、選手会長、会長補佐とともに選手会代表会議を組織する。
4. その他選手会は、別途選手会会則の定めるところによる。
5. 選手会総則は、評議会の承認を必要とする。

第17条(オーナー会)

1. オーナー会は、すべてのベニューの代表により組織される。
2. オーナー会は、オーナー長、地区代表の職をおく事とする。
3. その他オーナー会は、別途オーナー会会則の定めるところによる。
4. オーナー会総則は、評議会の承認を必要とする。

第18条(事務局)

1. 事務局は、評議会の決定に従い、すべての事務作業を行う事とする。
2. 事務局には、事務局の全事務作業を統括及び指示する事務局長をおく。
3. 事務局長は、1票を持つ評議員として評議会へ参加し、評議会と事務局各部との実務調整等を図る。
4. 事務局には、事務局長の補佐をし、事務局長不在時の職務を代行する事務局次長をおく。
5. 事務局には、それぞれの専門作業を行う以下の各部をおく。
 - a. 事務全般を行う総務部。
 - b. データ及びIT環境を管理する情報処理部。
 - c. 会計処理及び会計に係わるデータ管理を行う経理部。
 - d. トーナメントを含む各種企画及び運営や、会員の育成、ダーツの普及等を行う企画部。
 - e. リーグ戦の運営及び管理を行うリーグ部。

6. 各部には、それぞれの作業を統括及び指示する部長をおく。
7. 事務局長、事務局次長及び各部の部長をオフィシャルと呼ぶ。
8. すべてのオフィシャルは、評議会で推薦し、総会の承認を得る。
9. オフィシャル資格の喪失は、第15条(役員資格の喪失)に準ずる。
10. オフィシャル以外の各部の作業員は、スタッフと呼ぶ。
11. スタッフに必要な人数とその人選については、随時オフィシャルが決定できる。
但し評議会へ報告しなければならない。

第19条(会計監査)

1. 会計監査は、TDO の会計を監査する。
2. 会計監査は、評議会で指名する。

◆第5章 定款

第20条(改定)

1. 定款の改定は、事前に会員に告知の上、総会にて決議されなければならない。
2. TDO会員の20%以上、オーナー会の20%以上、評議会の過半数のいずれかが
定款の改定案を提出した場合、評議会は定款の改定案を総会に図らなくてはならない。

以上